

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、行政・関係機関・事業者などと連携して地域福祉を推進しています。

民生委員・児童委員とは

地域住民の一人として、地域福祉を担う「非常勤の地方公務員」です。

地域のよき「相談相手」であるとともに、専門機関への「橋渡し役」として、全国各地で活動しています。

市内では、約430人の民生委員・児童委員が活躍しています。

主任児童委員とは

児童福祉に関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。学校や児童福祉機関などの連絡調整や、地区担当の民生委員・児童委員と連携して、子育ての支援や児童の健全育成活動などを行っています。

秘密は守られます

民生委員・児童委員には守秘義務があります。個人情報やプライバシーに配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください。

活動内容

●地域福祉活動

在宅高齢者実態調査などによる高齢者の確認、登下校時の見守り、学校行事への参加や子育てサロンへの協力などを行っています。

●相談・支援活動

各委員は、個々の活動として、担当区域内の高齢者の心配事や子育ての悩みなど、様々な相談に対し、専門機関への橋渡しや福祉サービスなどの情報提供を行っています。

●関係機関との連携

地域の高齢者や子育て世帯からの相談は、行政・地域包括支援センター・学校などと連携して対応しています。



問合せ

福祉総務課

☎(55)2757 FAX(52)2260

✉fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

運転免許の自主返納を支援します

市では、令和2年度以降に65歳以上で、運転免許を自主返納または失効された人を対象に「免許証返納者用富士市内公共交通共通回数券」を交付しています。

◆「免許証返納者用富士市内公共交通共通回数券」とは？

運転免許を自主返納または、失効した年度から起算し5年間交付を受けることができる5000円分の回数券です。

◆次の公共交通機関で利用できます
・市内コミュニティ交通(のりーとぶじでは利用できません)
・路線バス(富士急静岡バス・山梨交通)
・岳南電車

・タクシー(県タクシー協会に加盟している市内のタクシー会社)

◆申請方法は？

対象/市内在住で、令和2年4月1日以降に、①②のどちらかをした人

①運転免許を自主返納した
②運転免許が失効した

※免許返納日、失効日において満65歳以上である人が対象です。

持ち物/①に該当する人:「申請による運転免許の取消通知書」(取消通知書がない場合はご相談ください)

②に該当する人:有効期限が切れた運転免許証や運転免許経歴証明書(自

動車安全運転センター発行・有料)など、失効日を証明するもの
※別世帯の代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

申請場所/市民安全課(即日交付)または最寄りの地区まちづくりセンター(後日郵送)

◆申請は初回のみ
2冊目以降は、初回の申請に基づき毎年度1冊ずつ回数券を郵送します。



!! ご注意ください

運転免許の自主返納日または失効日が確認できない場合、交付できません。また、回数券の使用期限は、発行年度の翌年度3月末です。

問合せ

市民安全課(市役所3階)

☎(55)2831 FAX(51)0397

✉si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら